

クリーニング所における新型コロナウイルス対策について(第一報)

※令和2年2月20日現在

新型ウィルスの傾向



- ・人は未知なウイルスに対しては免疫をもっていないため、容易に人から人に感染して広がり、世界的大流行(パンデミック)を起こす危険度が高い
- ・今回のウイルス感染は、感染から発症までの潜伏期間が長く、無症状や上気道の症状だけで回復する人もいる一方で、ウイルス自体が原因で肺炎を引き起こしやすい。
- ・いずれにしても、潜伏期間中の感染者を特定することが困難
- ・喉などの上気道と肺の両方を侵すので、咳などとともに周囲にウイルスを出しやすい。また、排泄物からも感染するので注意が必要

事業者としての最優先事項



- ・新型コロナウイルスから、事業者自身及び従業員・パート等並びにその家族への感染防止が最優先事項となる
- ・次に、クリーニング所から顧客や地域に感染が広がらないよう、手指消毒(手洗い、アルコール塗布)、咳エチケットの徹底、従業員等の健康管理の強化を行う

受渡し時の注意事項



- ・飛沫感染、接触感染が疑われていることから、受渡し時には可能な限り顧客との距離を1~2m(飛沫の到達限界)以上保ち、従事者にマスクを必ず着用させること
- ・感染者、もしくはその疑いのある顧客の品物、あるいは排泄物が付着した衣類は受け付けないこと
→クリーニング処理によりウイルスは死滅する可能性は高いが、それ以前にその工程間で従事者への感染リスクが高まるため

職場内の対応



- ・工場など職場内でも、従事者間の距離を一定に保ち、マスク、手袋等の着用を義務付ける
- ・ドアノブ、スイッチ、トイレのふたなどを小まめに消毒・清掃し、接触感染拡大防止に努める
- ・従事者並びにその家族等に毎朝の検温を義務付け、万が一発熱している場合は、出勤を控えさせ、電話相談や診察を受けさせる
- ・外交営業、外部会議、集会等への出席等については、可能な限り控えさせる

感染者が出た場合の対応



- ・事業者・従事者に感染者が出た場合は、直ちに出勤を停止するとともに、職場内の消毒の徹底、全従事者への検査等を実施すること
- ・近隣、顧客への影響を考慮し、必要に応じて休業、事業縮小等を実施すること
- ・感染者発生前から、その際の対応方法について検討をしておき、事業を継続させるための行動計画をあらかじめ策定しておくこと